

引取業者変更届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

(郵便番号) 〒 -

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由	(変更年月日： 年 月 日)	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

欠格条項不該当誓約書

年 月 日

(宛先) 松山市長

(郵便番号) 〒 —

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第45条第1項に定める下記の欠格条項に該当していないことを誓約します。

記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

役員の変更に係る新旧対照表

新 役 員			旧 役 員		
役 職	氏 名	備 考	役 職	氏 名	備 考

(年 月 日の における役員改選による変更)

※新任者については新役員の備考欄に「新任」と、退任者については旧役員の備考欄に「退任」と記載すること。

原本認証に関する申立書

当申請書・届出書に添付している登記事項証明書等の写しについては、原本と相違ないことを申し立てます。

年 月 日

(宛先) 松山市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

(宛先) 松山市長

同時申請（届出）に関する申立書

本届出書における下記の添付書類について、年 月 日
付けで貴市に提出いたしました「 」に
係る書類に添付したものと共通しておりますので、事務処理の簡素化と経費節
約のため、本申請(届出)書には添付を省略させていただきたく、その旨申し立
てます。

記

① _____

② _____

③ _____

④ _____

住 所：

氏 名：

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

引 取 業 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

引取業者の名称 又は氏名	ふりがな		
登録番号		登録年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日		
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第48条第1項第1号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第2号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第3号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第4号該当 <input type="checkbox"/> 法第48条第1項第5号該当		
備考1 廃業等の日から30日以内に提出すること。 2 次の者が提出すること。 (1) 死亡した場合：その相続人 (2) 法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であつた者 (3) 法人が破産により解散した場合：その破産管財人 (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：その清算人 (5) その登録に係る引取業を廃止した場合：引取業者であつた個人又は引取業者であつた法人を代表する役員			

注

1 のある欄は、該当するの中にレ印を記入すること。